

屋台から出る廃棄物（ごみ）の処理について

1 事業者の責務

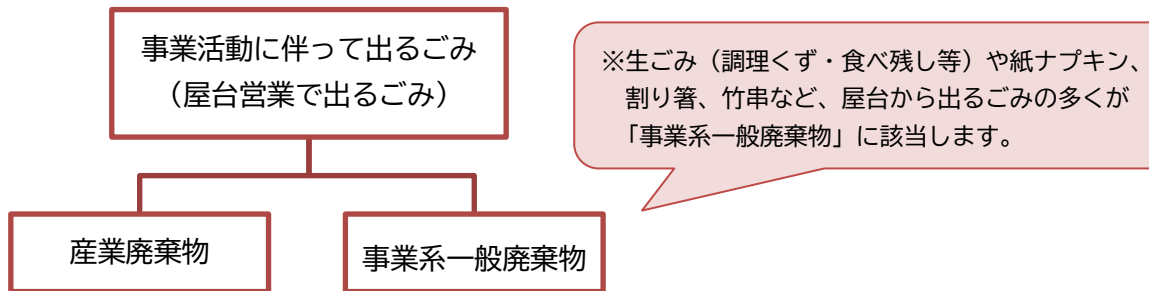
事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法といいます。）（第3条）」と「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第7条）」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自己の責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めること**が義務付けられています。

また、廃棄物の減量や適正処理について、**市の施策に協力すること**が定められています。

2 ごみの種類

事業活動に伴って生じた廃棄物は「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

事業活動とは…	会社や工場などの事業所のほか、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。
産業廃棄物とは…	廃棄物処理法に定める20種類の廃棄物（例：揚げ物の油⇒「廃油」） ※詳しくは別紙「産業廃棄物の種類と具体例」を参照のこと。
事業系一般廃棄物とは…	産業廃棄物以外の廃棄物



3 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。処理方法は、次の2通りがあります。

① 市の処理施設に自己搬入する

屋台営業により発生した廃棄物（ごみ）を、市の処理施設に自分で持ち込む方法です。「自己搬入ごみ事前受付センター」に搬入予定時刻の30分前までに、申込みを行ってください。

<自己搬入ごみ事前受付センターへの申込方法>

電話受付 (受付時間)	092-433-8234 月曜日～土曜日 8:30～16:00 (1月1日～3日は休み)
インターネット受付 (受付時間)	https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco 年中24時間受付（メンテナンス期間は除く）

<搬入先>

燃えるごみ	東部工場 東区蒲田 5-11-2
	臨海工場 東区箱崎ふ頭 4-13-42
	クリーン・エネ・パーク南部 春日市大字下白水 104-5
	西部工場 西区大字拾六町 1191

燃えないごみ	東部資源化センター 東区蒲田 5-11-1
	西部工場 西区大字拾六町 1191

陶器、ガラスなど	東部（伏谷）埋立場 糟屋郡久山町大字山田 1431-1
	西部（中田）埋立場 西区大字今津 4439

<料 金> ごみ処理手数料… 10 kgまでごとに 140 円

※自己搬入を行う排出事業者の事前登録制度について市の

ごみの自己搬入を行う排出事業者の事前登録制度を導入しています。

登録方法の詳細については、自己搬入ごみ事前受付センターまたは「5 お問い合わせ先」の環境局事業推進課までお問い合わせください。

② 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する

<依頼方法>

福岡市では、地区ごとに収集できる業者が決まっています。

担当業者については「協同組合福岡市事業用環境協会」にお問い合わせください。

電話受付 (受付時間)	092-432-0123 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第1・3・5土曜日 9:00～12:00 ※ただし祝日を除く
----------------	----------------------------------------------------------------------

※ごみの運搬や処分は、必ず「市の許可を受けた業者」に依頼してください。

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者（以下、「許可業者」という。）など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。（廃棄物処理法 第25条）

<排出方法>

分別方法	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙」の3分別です。
ごみ袋	中身の見える透明又は半透明の袋を使用してください。
収集時間	原則として夜間収集です。（土曜深夜と1月1日～3日は休み）

※詳細は収集を担当する許可業者にお尋ねください。

<料 金>

収集運搬経費	+	処分経費	=	ごみ処理手数料
50ℓまでごとに 150円		1kgまでごとに 14円		

※上記の料金は条例で定めた手数料の金額であり、許可業者と契約する際の上限料金と

なります。(金額には消費税を含む)

※収集運搬経費… ごみを運ぶためにかかる費用

処 分 経 費… ごみを市の処理施設で処分するための費用

注意事項

- 屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を、自らが経営する福岡市内の別の店舗に運んで、その店舗の事業系一般廃棄物と一緒に許可業者に収集を依頼することはできません。
- 屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を、福岡市外へ持ち出すことはできません（市外の自店舗へ運ぶことも不可）。
- 屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を自宅に持ち帰り、**家庭ごみとして出すことはできません**。事業系ごみを家庭ごみとして出す行為は、不法投棄とみなされ処罰の対象となる可能性があります。

※不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却（野焼き）したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその両方が科せられます。（廃棄物処理法 第25条、第32条）

4 産業廃棄物の処理方法

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物処理業者については「公益社団法人福岡県産業資源循環協会」にお問い合わせください。（電話：092 - 409 - 8911）

<屋台営業に伴って発生する産業廃棄物の例>

揚げ物の廃油、グリーストラップで収集した油脂・汚泥 等

5 お問い合わせ先

・ごみの出し方に関すること		
環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課		092 - 711 - 4039
・一般廃棄物収集運搬許可業者に関すること		
環境局 循環型社会推進部 収集管理課		092 - 711 - 4346
・産業廃棄物に関すること		
環境局 環境監理部 産業廃棄物指導課		092 - 711 - 4303
・ごみの自己搬入の事前登録に関すること		
環境局 施設部 事業推進課		092 - 711 - 4316



産業廃棄物の種類と具体例



産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①～⑫)と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬～⑲)とがあります。

種類		具体例	種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルビット汚泥等		⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等		⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液		⑯ 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属性家具類(机、ロッカー等)		⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等			
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等熔解炉かす等			
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物			
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであつて集じん施設によって集められたもの			

上表①、②、④、⑥、⑧、⑩、⑬、⑮の産業廃棄物のうち中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者が福岡市内で排出した産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、市の処理施設でも受入れています。自己搬入する場合は自己搬入ごみ事前受付センターへ